

授業料徴収猶予（日本人学生向け）

家計基準・学力基準をもとに選考を行います。申請すれば、必ずしも許可されるわけではありません。

★申請事由

申請事由	事由詳細	家計基準	学力基準
1.経済的理由	経済的理由により納付期限までに授業料の支払いが困難	課す	課す
2.生計維持者死亡	事由期間 ^{※1} 内に生計維持者が死亡し納付期限までに授業料の支払いが困難	課す	課さない
3.災害	事由期間 ^{※1} 内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け納付期限までに授業料の支払いが困難	課さない	課さない
4.特例災害	指定災害 ^{※2} で半壊・床上浸水以上の被害を受け納付期限までに授業料の支払いが困難	課さない	課す

※1 基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）前6か月以内（入学した日の属する学期分の申請については前1年以内）

※2 「東日本大震災（2011年3月11日）」「熊本地震（2016年4月14日）」「2018年5～7月豪雨」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」「2019年8～9月豪雨」「2019年台風19号」「能登半島地震（2024年1月1日）」

◆家計基準（家計評価額の考え方）

> **家計評価額**が **400万円以下**

$$\text{家計評価額} = \{ \text{合計所得金額(本人)} - \text{所得控除合計(本人)} \} \\ + \{ \text{合計所得金額(父)} - \text{所得控除合計(父)} \} \\ + \{ \text{合計所得金額(母)} - \text{所得控除合計(母)} \}$$

※ 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用します

※ {合計所得金額 - 所得控除合計}の値がマイナスの場合は0円とします

(例)	合計所得金額[円]	所得控除合計[円]
本人	0	430,000
父	3,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580



本人：0-430,000=0
父：3,168,000-1,956,000=1,212,000
母：1,253,000-562,000=691,000
家計評価額=0+121.2+69.1=190.3万円

※ 私費外国人留学生の家計基準は別途定める。詳細は「申請のしおり」をご確認ください。

◆学力基準

・留年している者は、徴収猶予の対象外となります。ただし、その事情が、別途定める事情であると認められる場合は、「[【様式2】学力基準の特例申請書](#)」及び証明書類により対象となることがあります。